

第507回企業会計基準委員会

資料番号

日付

審議事項(1)-4

2023年8月2日

プロジェクト 金融資産の減損に関する会計基準の開発

項目

第504回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第504回企業会計基準委員会(2023年6月26日開催)において、ステップ2 を採用する金融機関における開示についての検討の進め方について聞かれた意見をまと めたものである。

聞かれた意見

(基本的な方針に関する意見)

全般的な意見

2. 事務局資料第22項から第25項に記載されたステップ2を採用する金融機関における開示に関する基本的な方針にかかる事務局提案に賛成する。

開示目的を定めるアプローチに関する意見

- 3. 開示目的を定めるアプローチはリース基準などの基準でも導入されており、今回の減損 プロジェクトにおいて導入しない理由はないと考える。
- 4. 開示目的を定めるアプローチを導入することにより、財務諸表利用者にとって経済的な 意思決定を行ううえで必要な情報が過不足なく提供されることになると理解しており、 メリハリのついた開示が行われることを期待したい。
- 5. 事務局資料では有用性の高くない情報の開示を減らす又は縮小する観点から開示目的を 定めるアプローチを採用すると記載されているが、2022年6月21日に公表した「企業会 計基準等の開発において開示を定める際の当委員会の方針」では有用な情報の開示を拡 充する観点も記載されていると理解しているため、当該記載の趣旨を確認したい。

(その他の検討事項に関する意見)

6. 実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面 の取扱い」(以下「実務対応報告第 18 号」という。)に基づき在外子会社の財務諸表が 米国会計基準に準拠して作成されている場合における開示への影響について検討するこ



とは、実務に資すると考えられることから賛成する。ただし、難しい分野であるため、過去に他の基準開発において検討したことがなく深入りすると難しい議論に発展する可能性があることから、定め方のイメージについての目線合わせを中心に検討するなどメリハリをつけた議論が必要と考える。

- 7. 実務対応報告第 18 号の趣旨は、基準間に大きな差異が無いであろうということを前提に 在外子会社の情報をそのまま取り入れることを当面の取扱いとして認めるものと理解し ているが、その取扱い自体が正しいかについてまで議論に含めてしまうと検討を進める ことが困難になると考える。今後の開示にかかる検討においては、あるべき開示を定め ることを目的とすると議論が収斂しなくなる可能性があるため、利害関係者の間で課題 になっている事項に絞って議論を進めることが望ましいと考える。
- 8. 実務対応報告 18 号に基づき IFRS 会計基準と米国会計基準の開示情報を単純に合算して開示を作成することにより問題が生じないかどうかの検討は必要だが、一方で規模の大きい金融機関では米国の在外子会社の規模が大きく開示の重要性が高いケースがあるため、米国会計基準に準拠して作成された情報が一切開示されなくなることがないように留意する必要がある。

(その他の意見)

9. 今後のステップ 2 を採用する金融機関における開示にかかる議論の進め方及びスケジュールについて、事務局のイメージを確認したい。

以上